

県営土地改良総合整備事業(経営体育成型)について

1. 目的

用排水整備等の水田に関する条件整備を契機として、地域農業の中心となる担い手農家を育成するとともに農地集積を進め、作業の効率化を図り、安定した農業経営体を育成するために実施するものです。

2. 事業内容

- ① 地域において、必要な土地改良事業を総合的・一体的に実施するもので、以下の事業ア～オのうち、2つ以上の事業を実施します。
ア 区画整理(ほ場整備) イ 暗渠排水 ウ 客土 エ 用水・排水の整備 オ 農道整備
- ② ①と密接な関連のある営農環境基盤整備(農業集落道、集落排水等)・・・別途ご相談ください。
- ③ ①との相乗効果を図るため、地域の関係農家の会合等の、土地利用調整活動を支援するソフト事業を実施します。

3. 事業の採択要件等

- ① 面積要件
 - ・ 2以上の事業の合計受益面積(=事業実施後の農地面積)が20ha以上であること。
 - ・ 受益地の標準区画が概ね30a程度以上であること。
 - ② 担い手要件
 - ・ 計画における担い手が、事業完了時までには認定農業者等の要件を満たすこと。
 - ・ 事業完了時に次のいずれかを満たす計画であること。
 - a. 認定農業者数の全戸数に占める割合が、関係団体が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上になること。
 - b. 認定農業者数が30%以上増加すること。
 - ③ 集積要件・・・事業完了時において、以下を達成すること。
 - ・ 担い手の農地利用集積率(利用集積面積/受益面積)が一定以上増加すること。(各工種ごと)

40%未満	→ 50%以上へ	55%~90%	→ 5%以上引き上げ
40%~50%	→ 10%以上引き上げ	90%~95%	→ 95%以上
50%~55%	→ 60%以上	95%以上	→ シェア引き上げ
- ※ 担い手の農地集積においては、農地中間管理事業との連携が図られていること

4. 補助率

- ・ 国50%(五法指定地域:55%)、県25%

県営土地改良総合整備事業(農業法人育成型)について

1. 目的

用排水整備等の水田に関する条件整備を契機として、優秀かつ安定した経営者として、意欲をもって農業経営の発展を目指す農業生産法人等を緊急的に育成し、農地の利用集積の推進と農村社会の持続的な発展を図るために実施するものです。

2. 事業内容

- ① 地域において、必要な土地改良事業を総合的・一体的に実施するもので、以下の事業ア～オのうち、2つ以上の事業を実施します。
ア 区画整理(ほ場整備) イ 暗渠排水 ウ 客土 エ 用水・排水の整備 オ 農道整備
- ② ①と密接な関連のある営農環境基盤整備(農業集落道、集落排水等)・・・別途ご相談ください。
- ③ ①との相乗効果を図るため、地域の関係農家の会合等の、土地利用調整活動を支援するソフト事業を実施します。

3. 事業の採択要件等

- ① 面積要件
 - ・ 2以上の事業の合計受益面積(=事業実施後の農地面積)が20ha以上であること。
 - ・ 受益地の標準区画が概ね30a程度以上であること。
- ② 担い手要件
 - ・ 現在法人がない場合 …… 事業完了までに農業生産法人を設立すること。
 - ・ 現在法人がある場合 …… “ 特定農業法人を設立すること。
 - ・ 設立される法人等が、事業完了時までに経営所得安定対策の加入者となる認定農業者になること。
- ③ 集積要件・・・事業完了時において、以下を達成すること。
 - ・ 事業完了時において、農業生産法人等の経営等農用地面積割合が50%以上になること。(各工種ごと)

※ 担い手の農地集積においては、農地中間管理事業との連携が図られていること

4. 補助率

- ・ 国50%(五法指定地域:55%)、県25%

県営土地改良総合整備事業(面的集積型)について

1. 目的

用排水整備等の水田に関する条件整備を契機として、担い手農家による面的な集積(連担化)を進め、作業の効率化を図ると共に、農地の利用集積を推進することにより、安定した農業経営体を育成するために実施するものです。

2. 事業内容

- ① 地域において、必要な土地改良事業を総合的・一体的に実施するもので、以下の事業ア～オのうち、2つ以上の事業を実施します。
ア 区画整理(ほ場整備) イ 暗渠排水 ウ 客土 エ 用水・排水の整備 オ 農道整備
- ② ①と密接な関連のある営農環境基盤整備(農業集落道、集落排水等)・・・別途ご相談ください。
- ③ ①との相乗効果を図るため、地域の関係農家の会合等の、土地利用調整活動を支援するソフト事業を実施します。

3. 事業の採択要件等

- ① 面積要件
 - ・ 2以上の事業の合計受益面積(=事業実施後の農地面積)が20ha以上であること。
(事業の受益地を含む営農上のまとまりのある一定区域の規模の合計が60ヘクタール以上であることなど、一定の要件を満たす場合は、土地・水のつながりにとらわれずに一定区域の範囲内で受益地を設定することも可能)
 - ・ 受益地の標準区画が概ね30a程度以上であること。
 - ② 担い手要件
 - ・ 計画における担い手が認定農業者等(H25以前採択地区は高度経営体)の要件を満たすこと。
 - ③ 集積要件・・・事業完了時において、以下を達成すること。
 - ・ 担い手の農地利用集積率(利用集積面積/受益面積)が50%以上になること。(各工種ごと)
 - ・ 担い手の面的集積率(同作物で1ha以上の連担化面積の割合)が一定以上増加すること。

23%未満	→ 30%以上へ	38.5%~63%	→ 3.5%以上引き上げ
23%~35%	→ 7%以上引き上げ	63%~66.5%	→ 66.5%以上
35%~38.5%	→ 42%以上	66.5%以上	→ シェア引き上げ
- ※ 担い手の農地集積においては、農地中間管理事業との連携が図られていること

4. 補助率

- ・ 国50%(五法指定地域:55%)、県25%